

市役所からの お知らせ

税

**平成31年度の償却資産申告は
来年1月31日までに**

市内で、会社や個人で工場・商店等を経営し、その事業のために構築物・機械・器具・備品等の事業用資産（償却資産）を所有している事業者は、毎年1月1日現在の資産状況を市に申告しなければなりません。

申告用紙は、申告が必要と思われる事業者へ今月中旬に送付します。

（新規に事業所を開設した等、申告の必要が生じたにもかかわらず、申告用紙が届かない場合はご連絡ください。）

申告期限 平成31年1月31日まで
申告の方法

▼初めて申告される方
平成31年1月1日現在で所有しているすべての資産について申告してください。

▼前年度に申告された方

平成30年1月2日から平成31年1月1日までの間に増加・減少・変更した資産を所定の明細書に記載し、申告書に添えて提出してください。

なお、前年度と資産内容が変わらない場合や前年度免税点未満（課税標準額150万円未満）の場合、廃業や解散などによって資産がなくなつた場合も申告が必要となります。

※平成30年度に申告された方で、申告内容に誤り等があった場合は、速やかに修正申告をしてください。

問合せ先 税務課
☎ (275) 6109

未登記家屋の所有者が変わつた場合は名義変更の手続きを

既存の未登記家屋の所有者が売買や贈与、相続等で変更された場合は、税務課固定資産税係で名義変更の手続きを行ってください。なお、法務

局で登記手続きをされる場合は必要ありません。

手続きが遅れると、以前の所有者に課税されますのでご注意ください。

問合せ先 税務課

☎ (275) 6109

税金の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく税金は、福祉・教育などの行政サービスやまちづくりに使われる大切な財源です。

問合せ先：税務課 ☎ (275) 6094

督促状の送付	納期限を過ぎても未納である方に 督促状 を発送し、納付をお願いします。納期限が過ぎますと 延滞金 等が加算されます。
文書催告や差押予告の送付	督促状発送後も 納付されない場合 は、再度文書等により納付をお願いします。
財産調査	納付されない方に対して、勤務先や金融機関等へ 財産調査 を行います。
財産の差押	財産調査で発見した滞納者の財産に対し、 差し押さえ を行います。（給与・預貯金・不動産・保険等）
財産の換価	差し押さえた財産を 公売・取立て により換価し、滞納市税等に充てます。

※財産調査や差し押さえは、法律により本人の同意を得ることなく行うことができます。

12月は税込確保重点月間です

期間中、府税の税込確保を推進するための取り組みを強化します。自主納税にご協力いただけない滞納者に対しては、税の公平性を確保するため厳正な滞納処分を実施します。

問合せ先：泉北府税事務所 ☎ (238) 7221

今月が納期限の税金

〈都市計画税〉
〈固定資産税〉
第3期分

12月20日までに近隣の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

宅地内の道路は 非課税となる場合があります

宅地の一部が道路として何ら制約を設けずに使用されている場合は、道路部分が非課税となる場合があります。非課税の適用を受けるには、道路部分が記載された測量図等とあわせて申告書の提出が必要です。

問合せ

☎ (275) 6109
税務課

家屋を新築・増築すれば登記申請が必要です

家屋の新築・増築等、または取り壊し（一部取り壊しを含む）をしたときは、法務局への登記申請が義務づけられています。登記手続きが遅れている場合は、税務課へ届出をしてください。

問合せ

☎ (275) 6109
税務課

国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

20歳以上60歳未満の自営業者や学生、フリーター、無職の人など、国民年金第1号被保険者の皆さん、保険料の納め忘れはありませんか？

保険料は、日本年金機構から送付される納付案内書で毎月の保険料を納めていただくことになっています。（納付案内書をお持ちでない場合は、堺西年金事務所 ☎ (243) 7900へご連絡ください。）

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあるため、納め忘れがないか今一度ご確認ください。

保険料の納付には、時間と手間がかからず便利で安心な口座振替納付やクレジットカード納付のご利用をお勧めします。また、割引きのあるお得な振替方法（毎月・半年前納・

1年前納・2年前納）もあります。申込方法は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、市民課に提出してください。

問合せ

市民課
☎ (275) 6241

国民年金基金で ゆとりのある人生を

国民年金基金は、国民年金にゆとりをプラスすることができます。自分で入る公的な個人年金です。掛金は全額所得控除なので税金がお得で、基本は終身年金なので、一生お受け取りができます。60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。

※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外

資料請求・ご相談は、府国民年金基金 ☎ 0120(65)4192へお問い合わせください。

各種

投票所変更のお知らせ

第4投票所の（元）市立体育館の施設売却に伴い、旧第4投票区が廃止となります。また、これまでの第5投票区が第4投票区となり、以降の投票区はそれぞれ1番繰り上がり、市内の投票区総数は14投票区となります。新しい投票区の区域は次のとおりです。

- 第2投票所（コミュニティセンター）の区域：千代田2・4・6丁目、高砂1～3丁目、高師浜丁、南高砂
- 第3投票所（高石小学校）の区域：千代田1丁目、高師浜1・3・4丁目
- 第4投票所（総合保健センター）の区域：羽衣3～5丁目、高師浜2丁目

選挙の際は、投票所入場整理券の投票所をご確認のうえ、お間違えのないようお越しください。

問合せ

選挙管理委員会事務局
☎ (275) 6472

確定申告用の 保険料納付済証明を送付します

平成30年中に各種保険料を納付された方に、確定申告に必要な保険料納付済証明を1月下旬に送付します。
※事前に証明が必要な場合は、納付予定額にて送付するので、健幸づくり課の各問合先へご連絡ください。

■国民健康保険：「国民健康保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎(275)6374

■後期高齢者医療保険：「後期高齢者医療保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎(275)6392

■介護保険：「介護保険料納付済通知書」

問合先 介護保険係 ☎(275)6329

特定健診（集団）の実施

日時 12月16日、2月1日・4日、
いずれも午前9時15分～11時30分

場所 総合保健センター

対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の方
費用 無料（500円で肝炎ウイルス

又検診の受診可）

申込 当日直接会場へ

問合先 健幸づくり課

☎(275)6381

国保の12月の納期は25日です

国民健康保険料の12月の納期限は25日なので、お忘れのないようお願いします。□座振替をご利用の方は、預貯金残額にご注意ください。

問合先 健幸づくり課

☎(275)6374

事業者の皆さんへ

平成31・32年度入札参加資格審査申請を受け付けます

市が発注する建設工事等の入札参加希望者の申請を受け付けます。なお、申請書類は契約検査課で配付しています。（市ホームページからダウンロード可）

有効期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日

受付期間 建設工事・役務・平成31年1月10日～18日、測量・建設コンサルタント等・物品・製造等：平成31年1月21日～28日

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

そのサイト大丈夫？ 悪質な通販サイトに注意しましょう



事例1 息子がスポーツ用品を買おうとネットで検索して、価格が安かった通販サイトで注文し、料金を支払ったが商品が届かない。入金後は業者からメールも来ない。サイトにある業者の住所や電話番号はでたらめようだ。（中学生 男性）

事例2 SNSの広告から見たサイトで、「定価8万円の革のバッグが今なら約8千円」とあったので、注文して代引きで支払った。開封したところ、申し込んだものとは違うビニール製のバッグが入っていた。その後、連絡が取れない。（学生 女性）



インターネット通販で見られる「代金を支払ったのに商品が届かない」「注文した商品と異なるものや偽物が届いた」等のトラブルは、悪質なサイトによるものである可能性があります。「正規の値段より極端に安価である」「サイトに正確な運営情報（運営者氏名、住所、電話番号）が記載されていない」「日本語の表現が不自然である」「支払方法が銀行振込みのみ」等の場合は注意が必要です。支払ってしまうとお金を取り戻すことは困難です。価格の安さばかりに気を取られず、少しでも怪しい、おかしいと思ったら、利用しないことも一つの方法です。困ったときは、一人で悩まず消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188）。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報第135号」から抜粋・イラスト黒崎玄

申請書類 入札参加資格申請書、市

が指定する補定書類、業者カード

申請方法 市内業者は申請書類を受

付期間中の午前9時～午後5時(土

・日曜日・祝日、平日の正午～午後

1時を除く)に契約検査課へ持参。

市外業者は申請書類を簡易書留消

印有効)で契約検査課へ(封筒に、

必ず「入札参加資格申請書類在中」

および希望業種を朱書きし、業種毎

に郵送してください。)

問合せ 契約検査課

☎(275) 6209

野焼き・野積み・不法投棄
しない・させない!許さない!

廃棄物の野焼き、崩れそうなほど

に廃棄物を積み上げる野積み、そし

て不法投棄は、「廃棄物の処理及び

清掃に関する法律」で禁止されてい

ます。これらの不適正処理を見つけ

たら、府泉州農と緑の総合事務所環

境指導課☎072(439)360

1または高石警察署☎(265)123

4へ通報してください。

問合せ 生活環境課

☎(275) 6266

水道水の水質検査結果

平成30年10月採水分

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.49mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	13.6mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.7mg/l
pH値	5.8~8.6	7.71
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.5mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※検査結果値は、本市の代表的な水質の値です。

※基準値は、水道法に定められている値です。

※略／とは、水道水1L中に溶けている物質の重さです。

なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー及び上下水道課の窓口またはホームページで閲覧できます。

問合せ 上下水道課

☎(275) 6426

補助額：最大5万円

資格取得で

講座受講料や受験料の

補助が受けられます!

就職に役立つ資格を取得された方に対して、受けた講座や試験の費用の一部を補助しています。※補助を受けるには条件があります。講座受講・資格取得の前に事前相談が必要です。

対象 市内在住の未就労または非正規雇用で他の補助金等の交付を受けていない方
申請・問合せ 経済課 ☎(275)6149

パパママ必見 自転車の安全確保に向けて

自転車を利用する皆さんの事故防止を目的として“自転車安全運転講習会”を開催します。今回から、対象を幼児まで拡大!自転車を乗り始めた幼児や児童・瞬時の判断が苦手と感じられている高齢の方はぜひ受講してください。

■自転車安全運転講習会

日程	時間	場所
12月22日(土)	午前10時~11時	アプラホール

対象 市内在住の幼児・小学生と保護者、65歳以上の方

募集 30人(先着順) ※一時保育あり(先着5人)

参加費 無料

申込 土木公園課(電話申込可)へ

■自転車ヘルメット購入費用の一部補助

上の講習会受講後に自転車用ヘルメットを購入されると購入費用の一部を補助します。申請書は講習会で配付します。

対象 前述の講習会を受講後に購入したものの

補助額 購入費用の半額 ※上限2000円

問合せ 土木公園課 ☎(275)6478

平成31年3月から開始！
聴覚・言語機能障がい者の方に
対応した119番通報システム

スマートフォンなどを利用して、
聴覚や言語機能に障がいのある方が
音声によらない119番通報ができ
るシステム「Net119」が3月
から始まります。通報者と消防指令
センターで、チャットによる文字情
報のやりとりを行い、自宅だけでな
く外出先からもGPS機能で自分の
位置を伝えることができます。

問合せ 堺市消防局通信指令課

☎(238) 6053

保健師または看護師（臨時的任
用職員）を募集

募集 1人

応募資格 保健師または看護師の資
格を有する方

雇用期間 平成31年1月1日～平成
31年3月31日

勤務時間 午前9時～午後5時30分

業務内容 各種保健事業（パソコン
を使用した資料作成・データ入力等
含む）

提出書類 市販の履歴書、資格証明

書の写し

応募・問合せ 地域包括ケア推進課

☎(267) 1160

※地域包括ケア推進課では、各種保
健事業に携わる登録保健師・看護
師・発達相談員を募集しています。
詳しくは、お問い合わせください。

姉妹都市協会
英会話講習受講生募集

ネイティブスピーカーの講師から、
楽しく英語を学びましょう！

日程 1月10日～3月14日の毎週木
曜日（全10回）

時間 上級：午後6時～7時、初
級：午後7時10分～8時10分

場所 中央公民館

対象 姉妹都市協会会員（随時、会
員募集中）

募集 10人程度（先着順）

受講料 5000円（別途年会費が
必要）

申込・問合せ 12月20日までに姉妹
都市協会事務局（秘書課内）☎(275)

6078

年末年始の ごみ収集

資源ごみ・不燃ごみの収集時間が通常より遅
くなる場合がありますのでご了承ください。

また、ごみを直接焼却場（泉北クリーンセン
ター）へ持ち込む場合、年末は12月28日まで、
年始は1月15日からとなります。持ち込む際は、
一般廃棄物搬入申請書の提出が必要です。

なお、年末年始のごみの直接搬入は、数時間
待ちとなる日もあり非常に混雑します。早い時
期の搬入にご協力をお願いします。

搬入時間 午後0時45分～4時30分
（土・日曜日、祝日を除く）

問合せ 泉北クリーンセンター
☎0725(41)2030

■普通（可燃）ごみ

千代田・羽衣・西取石・取石は
年末 12月29日まで
年始 1月5日から

高師浜・東羽衣・加茂・綾園は
年末 12月31日まで
年始 1月7日から

回収日に、
ご注意ください。



■資源ごみ・不燃ごみ

千代田・羽衣・西取石・取石は	高師浜・東羽衣・加茂・綾園は
年末 12月25日まで	年末 12月28日まで
年始 1月8日から	年始 1月11日から

■粗大ごみ（有料）

高石環境サービスセンターへ電話申請が必要です。
受付 月曜日～土曜日 午前9時～午後1時（12月29日～1月3日を除く）

【フリーダイヤル】☎0120(13)7008

【一般回線】☎(264)2008

※フリーダイヤルは携帯電話・PHSからは通話できません。

みんないっしょに生きる社会を
まっぼっくり

70周年を迎えて

平成30年は、世界人権宣言採択・人権擁護委員制度創設から70周年を迎えます。

はじめに世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたもので、それ自体に法的拘束力はありませんが、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なもので、昭和23年12月10日国際連合第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されました。これは、前文と30の条文から構成され、人権の尊重と平和が密接不可分な関係にあることを宣言したものです。差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和に通じるとの考えから、人権を国際的な問題ととらえ、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としています。この宣言の考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、国際会議の決議にも用いられるなど、世界各国に強い影響を及ぼしています。

そして、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的

及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権を保障するためにさまざまな条約が採択されています。世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」、さらに我が国では12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

一方、人権擁護委員制度も、昭和23年7月に誕生し現在約1万4000人の人権擁護委員が全国の市町村に配置されています。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済、また地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行うなど、民間の中にあつて、弱い立場にある人の心に寄り添い、創意工夫をこらして地道な活動を積み重ねています。人権擁護委員の主な活動は次のとおりです。

【人権相談】
法務局職員とともに法務局、

地方法務局又はその支局（本市においては、大阪法務局堺支局）に設置された常設相談所において、主に面接または電話により、いじめ・差別・虐待などさまざまな人権相談に応じています。相談は無料で内容についての秘密は守られます。

【人権侵犯に関する調査・救済】
人権相談などにおいて、被害者から「人権を侵害された」という申告を受けた場合、人権擁護委員は法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査・処理に携わり、当事者の利害・主張の調整を行うなど、事件の円満な解決を図っています。

【人権啓発】
住民一人ひとりの人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうために人権教室や人権の花運動、企業研修など、アイデアに富んださまざまな人権啓発活動を行っています。

ともに70周年を迎えた「世界人権宣言」と「人権擁護委員制度」についてより一層の理解を深めていただければと思います。

人権推進課
☎(275) 6279

REBOOT PROJECT 2018



高石フォト&ムービーコンテスト



市内で撮影した“高石の魅力”を伝えるものであれば、どのようなものでも構いません。“天女の住まう街”としてふさわしい、美しい風景や心やすらぐ場所、情熱的な瞬間、美味しい食べ物など、皆さんからの“とっておきの高石”を引き続きお待ちしております。

応募期間 平成31年1月31日（必着）まで
応募・問合せ 応募票（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入し、作品を添えて総合政策課 ☎(275) 6138へ持参または郵送



詳しくは、市ホームページ「REBOOT PROJECT 2018 高石フォト&ムービーコンテスト」をご覧ください▲

平成29年度

人事行政の

運営等の状況

高石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成29年度の市職員の給与・定員管理の状況等について、その概要を公表します。なお、詳しい状況はホームページおよび市役所2階行政資料コーナーでご覧ください。

問合せ 人事課

☎(275)6199

職員の任免及び職員数

▶採用の状況

一般職員…………… 9人（試験）
再任用職員…………… 16人（選考）
再任用短時間勤務職員… 31人（選考）

▶退職の状況

一般職員…………… 23人（定年11人）
再任用職員…………… 5人
再任用短時間勤務職員… 11人

▶一般職員の部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

一般職員数	H29年度 H30年度	一般行政部門									特別行政部門	公営企業等会計部門			合計
		議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農水	商工	土木	教育	水道	下水道	その他	
	H29年度	6	73	19	87	19	2	2	2	47	64	11	6	15	353
	H30年度	6	75	18	80	19	2	2	2	46	63	10	6	16	345
	対前年度増減数	0	2	-1	-7	0	0	0	0	-1	-1	-1	0	1	-8

※主な増減理由…業務増・事務の合理化・退職者不補充等。

職員の給与

▶人件費の状況

（平成29年度普通会計決算）

	住民基本台帳人口(年度末)	①歳出額	実質収支	②人件費	人件費比率 ②/①
平成29年度	5万7,892人	229億5,161万8千円	2億566万円	33億7,128万1千円	14.7%

▶職員給与費の状況

（平成30年度一般会計予算）

	①職員数	給与費				1人当たり給与費 ②/①
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	②合計	
平成30年度	338人	12億2,322万1千円	3億1,699万2千円	5億3,100万6千円	20億7,121万9千円	612万8千円

※職員数には再任用職員・再任用短時間勤務職員を含む。また、職員手当には退職手当を含みません。

▶平均給料月額等及び平均年齢

（平成30年4月1日現在）

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	30万2,400円	39万2,500円	40.9歳

▶初任給

（平成30年4月1日現在）

一般行政職	大学卒 高校卒	高石市		国	
		総合職	一般職	総合職	一般職
		18万5,800円	17万9,200円	19万2,700円	17万9,200円
		15万6,800円	14万7,100円	17万9,200円	14万7,100円

▶特別職の給料等

（平成30年4月1日現在）

役職	給料(報酬)	期末手当	退職手当
市長	87万円	6月期	①×50/100
副市長	76万円	…2.075月分	①×28/100
議長	58万円	12月期	—
副議長	55万円	…2.225月分	—
議員	52万円	計…4.30月分	—

① = 給料月額 × 在職月数。

職員の手当

▶職員手当の状況

(平成29年度)

	6月期	12月期	合計	加算措置
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～20%
勤勉手当	0.85月分	0.95月分	1.80月分	
1人当たりの平均支給額 …… 157万円				

※支給率は国と同様

(平成30年4月1日現在)

	区分	自己都合	勸奨・定年	加算措置
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	—
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	定年前早期退職特例措置による加算措置 2%～20%
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
1人当たりの平均支給額 …… 《自己都合》662万8千円、《勸奨・定年》2,103万7千円				

※支給率は国と同様

(平成30年4月1日現在)

	支給率 (国の支給率)	支給対象職員	支給対象地域	支給実績 (平成29年度普通会計決算)
地域手当	11% (15%)	全職員	全域	1億4,779万2千円
1人当たりの平均支給年額 …… 43万9千円 (平成29年度普通会計決算)				

▶その他の手当

(平成30年4月1日現在)

特殊勤務手当	職員全体に占める 手当支給職員の割合 (平成29年度)	支給職員1人当たりの 平均支給年額 (平成29年度普通会計決算)	手当の種類	支給実績 (平成29年度普通会計決算)
	2.7%	2万1千円	8種類	18万9千円
時間外勤務手当	支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成29年度普通会計決算)		支給実績 (平成29年度普通会計決算)	
	22万9千円		5,031万円	
扶養手当	配偶者6,500円、子1万円、父母等6,500円等			
住居手当	月額2万7千円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給 (持ち家の職員は手当なし)			
通勤手当	交通機関利用者に対し、1か月当たりの運賃相当額が5万5千円以下については運賃相当額			

勤務時間その他の勤務条件の状況

▶勤務時間

正規の勤務時間…週38時間45分
勤務開始時刻…午前9時、勤務終了時刻…午後5時30分
休憩時間…正午～午後0時45分

▶特別休暇等

結婚休暇…8日、子の看護のための休暇…5日
親族の喪に服するための休暇…1～7日
骨髄提供のための休暇…必要期間 など

職員の分限および懲戒処分の状況

▶分限処分 (地方公務員法第28条)

市長部局等…休職4件、教育委員会…休職1件

▶懲戒処分 (地方公務員法第29条)

市長部局等…免職0件・停職0件、教育委員会…免職0件・停職0件

服務

▶職務専念義務の免除

市長部局等…142件、教育委員会…33件

▶兼業許可等

市長部局等…109件、教育委員会…7件

職員の研修

▶職場研修

一般職員研修…新規採用職員研修・人材育成型人事評価研修・政策形成研修等

特別研修…救命救急研修・人権問題研修・認知症サポーター研修等

▶派遣研修

おおさか市町村職員研修研究センター
市町村職員中央研修所
全国市町村国際文化研修所等

財政状況の公表は、地方自治法第243条の3第1項並びに「財政状況」の作成及び公表に関する条例に基づき、市の財政について十分なご理解をいただくとともに、市の財政運営に対して、より一層のご協力をお願いするために毎年2回定期的に公表しています。

今月号では、平成29年度の決算状況および平成30年4月1日～9月30日までの市の財政状況（平成30年9月30日現在）についてお知らせします。

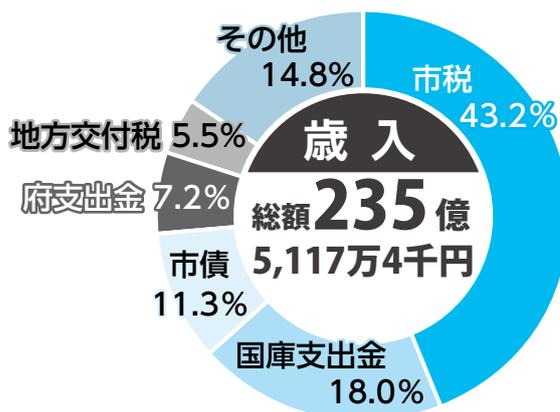
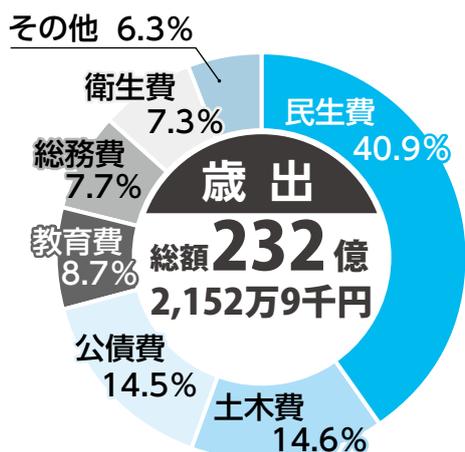
なお、平成29年度各会計決算については、未だ議会の認定を得ていませんが、明らかになっていますので公表します。

問合せ 財政課

☎(275)6084

平成29年度 決算状況

一般会計 実質収支は、約2億566万円の黒字！



民生費…95億69万8千円 (40.9%)	市税…101億7,676万4千円 (43.2%)
土木費…33億8,616万7千円 (14.6%)	国庫支出金…42億3,381万6千円 (18.0%)
公債費…33億6,981万6千円 (14.5%)	市債…26億7,214万円 (11.3%)
教育費…20億1,475万円 (8.7%)	府支出金…16億9,803万4千円 (7.2%)
総務費…17億9,449万円 (7.7%)	地方交付税…13億125万9千円 (5.5%)
衛生費…16億9,727万7千円 (7.3%)	
その他…14億5,833万1千円 (6.3%)	その他…34億6,916万1千円 (14.8%)

市の歳入の多くは、皆さんから納めていただく市税によって成り立っています。市税は、皆さんの生活を豊かにするために役立てられています。また、都市計画税は、街路・下水道・公園などの都市計画事業に充てられています。なお、歳入歳出差引残額のうち翌年度へ繰り越した事業に充当すべき財源が1億2,398万5千円となるため、実質収支額は、2億566万円となります。

歳入「その他」に含む地方消費税交付金について

平成26年4月1日に消費税が8%に引上げられ、引上げ分の地方消費税収については社会保障4経費（年金・子育て・医療・介護）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。上記経費の充当状況は、ホームページで公表しています。



市民1人あたりに使われたお金 **40万1,118円**

市民1人あたりに使われたお金の内訳

民生費



164,111円

医療費の助成、高齢者・障がい者等の福祉施策など

土木費



58,491円

道路・公園・河川の整備事業など

公債費



58,209円

市の借入金の元金・利子償還金など

教育費



34,802円

学校施設の整備、図書館の管理運営、スポーツ振興など

総務費



30,997円

市税の賦課・戸籍・選挙事務など

衛生費



29,318円

健康づくり・ごみ処理・リサイクル推進など



市民1人あたりの市税負担の金額 **17万5,789円**

市民1人あたりの市税負担の内訳

固定資産税



89,243円

市民税



64,387円

都市計画税



15,609円

市たばこ税



5,333円

軽自動車税



1,217円

※ 歳出・歳入ともに平成30年3月31日の人口(57,892人)を基に算出

特別会計

特別会計とは、一般会計とは切り離して独立した経理が行われる会計のこと。各特別会計には予算があり、一般会計における単一会計主義の原則に対する例外とされています。特別会計は、下水道や国民健康保険などの事業における使用料や保険料などの歳入をもってそれぞれの事業を行います。

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険	7,918,217	8,323,233	-405,016
後期高齢者医療保険	837,284	799,715	37,569
公共下水道事業	2,497,930	2,488,186	9,744
墓地事業	5,112	5,112	0
介護保険	4,859,030	4,722,686	136,344
合計	16,117,573	16,338,932	-221,359

水道事業会計

水道事業会計は企業会計方式により経理を行い、経営成績を表す「損益計算書」と財政状態を表す「貸借対照表」で決算を表します。水道事業は皆さんの水道料金の収入をもって、安全で安心な給水サービスに努めています。

損益計算書 (千円)		貸借対照表 (千円)	
費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 1,114,623	営業収益 1,176,867	流動資産 2,083,828	流動負債 333,716
営業外費用 20,412			固定負債 1,344,423
特別損失 60	営業外収益 78,308	固定資産 3,964,280 (減価償却累計額 △4,835,136)	繰延収益 898,899
当年度純利益 120,080			資本 3,471,070
合計 1,255,175	合計 1,255,175	合計 6,048,108	合計 6,048,108

健全化判断比率等からみる 市の財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、財政の健全性を表す健全化判断比率等の算定・公表が義務付けられています。

この指標が、財政健全化基準を上回ると、財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化を図ることとなります。

本市の平成 29 年度決算における健全化判断比率等については、赤字が生じていません。現在、いずれの比率においても国が定める早期健全化基準や経営健全化基準には達しておらず、健全な財政が保たれていることを示しています。

健全化判断比率等

指標	解説	29 年度比率
実質赤字比率	1年間の収入に対する一般会計等の赤字の割合 (早期健全化基準：12.94%、財政再生基準：20%)	赤字なし
連結実質赤字比率	1年間の収入に対する市全体の赤字の割合 (早期健全化基準：17.94%、財政再生基準：30%)	赤字なし
実質公債費比率	1年間の収入に対する1年間に支払った公債費 (借金返済)等の割合 (早期健全化基準：25%、財政再生基準：35%)	15.6%
将来負担比率	1年間の収入に対する今後支払わなければならない公債費等の割合 (早期健全化基準：350%)	155.5%
資金不足比率 〔水道事業会計〕 〔公共下水道事業特別会計〕	1年間の事業規模に対する資金不足額の割合 (経営健全化基準：いずれも20%)	赤字なし 赤字なし

対象範囲

一般会計等(普通会計)	公営事業会計		一部事務組合 広域連合	地方公社 第三セクター等
	公営企業会計	資金不足比率		
実質赤字比率		資金不足比率		
	連結実質赤字比率			
	実質公債費比率			
	将来負担比率			

資産と借入金 ※平成30年9月30日現在

資産

●公有財産

土地：60万6,616.69㎡

建物：18万9,985.31㎡

●目的基金

現在高：61億9,387万8千円

※ 目的基金のうち、一般会計が26億9,000万円の借入れを行っており、実質的な目的基金等は35億387万8千円となります。

借入金

公債の残高：546億3,182万9千円

土地開発公社に対する
債務保証額：5億1,300万円

↓
実質的な後年の債務

551億4,482万9千円

公債 … 主に道路や学校、公園などの建設事業に充当するために、市が金融機関等から借り入れた債務です。

一時借入金 … 一時的な現金不足が生じた場合に、その支払資金の不足を補うために金融機関等から借り入れる金銭であり、その年度内の歳入をもって償還されるという点で公債と区別されます。

■一時借入金

(千円)

会計名	現在高
国民健康保険特別会計	500,000

■公債の残高

(千円)

会計等	未償還元金
一般会計	35,363,841
公共下水道事業特別会計	14,508,725
水道事業会計	1,178,451
小計	51,051,017
泉北環境整備施設組合	3,503,737
公共下水道	3,153,411
ごみ処理	310,749
し尿処理	34,153
都市下水道	890
その他	4,534
高石市泉大津市墓地組合	77,075
小計	3,580,812
合計	54,631,829

一部事務組合

■一般会計借入金の借入先・目的別明細

借入先	未償還元金(千円)
財務省	11,638,588
(旧)日本郵政公社	391,340
大阪府	914,119
地方公共団体金融機構	12,286,007
その他	10,133,787
合計	35,363,841
目的別	未償還元金(千円)
都市計画	11,081,029
会館	2,043,879
病院	1,552,363
義務教育	818,500
土木	637,645
児童福祉	119,453
レクリエーションスポーツ課	115,761
公営住宅	103,011
その他	18,892,200
合計	35,363,841

平成 30 年度

上半期執行状況

※平成30年9月30日現在

一般会計 262億123万9千円

歳出 (執行率: 39.2%)

科目	予算現額(千円)	支出済額(千円)	予算比(%)
総務費	1,818,339	631,965	34.8
民生費	9,856,222	4,017,678	40.8
衛生費	1,745,780	653,179	37.4
土木費	5,533,744	1,716,244	31.0
教育費	1,791,277	773,911	43.2
公債費	4,019,259	1,951,065	48.5
その他	1,436,618	531,433	37.0
合計	26,201,239	10,275,475	39.2

歳入 (執行率: 43.1%)

科目	予算現額(千円)	収入済額(千円)	予算比(%)
市 税	10,350,000	6,506,142	62.9
地方交付税	1,508,000	1,082,675	71.8
国庫支出金	4,707,159	1,729,792	36.7
府支出金	1,727,674	228,423	13.2
市 債	4,343,944	482,144	11.1
そ の 他	3,564,462	1,270,812	35.7
合計	26,201,239	11,299,988	43.1

特別会計 162億3,450万4千円

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険	7,292,288	2,738,339	3,019,923
後期高齢者医療保険	869,694	320,326	246,427
公共下水道事業	2,751,018	965,680	883,210
墓地事業	6,782	4,874	1,147
介護保険	5,314,722	2,095,252	1,956,657
合計	16,234,504	6,124,471	6,107,364

水道事業会計 60億2,009万7千円

損益計算書 (千円)		貸借対照表 (千円)	
費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 449,767	営業収益 534,212	流動資産 2,105,983	流動負債 213,892
営業外費用 9,748		固定資産 3,914,114	固定負債 1,344,423
特別損失 2,096		繰延収益 885,559	資本 3,576,223
当期純利益 105,153	営業外収益 32,552	〔減価却累計額 △4,913,834〕	
合計 566,764	合計 566,764	合計 6,020,097	合計 6,020,097

～ 債務の全面的な解消へ～

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、公共用地の管理・処分等を行っています。

市からの依頼により取得し保有する土地は右のとおりです。この取得費用は金融機関からの借入金でまかなっており、市が債務保証を行っています。

本公社は、平成 32 年度までに解散予定となっており、市は公社の債務の全面的な解消に向けて取り組んでいます。

土地開発公社の状況

	保有面積 (㎡)	保有高 (千円)
土 地	3,019.30	1,240,808
補償費等	—	111,747
支払利息	—	591,017
合計	3,019.30	1,943,572

平成30年9月30日現在